

小金井市立公園等台帳システム導入支援委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の実施方法について

- (1) 紙台帳及び既存の公園台帳管理システム（以下、「旧システム」という。）により行っている現行データ等を、的確に切り替えできる内容となっているか。
- (2) システムのクラウド化にあたり、市と指定管理者との相互の情報共有が、安全かつ適切に運用できる提案が示されているか。

2 業務スケジュールについて

本事業の目的を達成するため、事業全体のスケジュール及び事業の進め方・工程管理は合理的かつ具体的に設定されているか。

3 仕様書（案）に基づく企画提案内容及び優位性

- (1) 業務目的を達成するための支援内容が明確であり、設計書及び載せ替えや確認日程等において、現実的な企画・提案されているか。
- (2) システムのクラウドサービスでの運用にあたり、市及び指定管理者の双方が同一データについて、情報の共有や検索、更新作業を簡易に行える提案であるか。
- (3) システム導入後の円滑な運用にあたり、システムの保守運用に係る内容や見積額が明確で、報告資料等の作成や研修資料実施に係る有効な手法等が分かりやすく企画・提案されているか。

4 業務実績について

クラウドサービス対応システム及び公園台帳システムまたは指定管理者等委託者以外の事業者とのデータ共有を行える台帳等システムの契約実績は適切か。

5 業務体制について

本事業を実施する上で必要な専門的知識及び経験等を有する人材を適切に配置し、業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務体制であるか。また、業務責任者等に不測の事態が生じた場合のフォロー体制が適切であるか。

6 プレゼンテーションについて

小金井市又は他官公庁における本委託契約との類似業務（クラウドサービス対応システム及び公園等台帳システムまたは指定管理者等委託者以外の事業者とのデータ共有を行える台帳等システム）について豊富な知識を有し、円滑な運用を提案し、柔軟に対応する体制があるか。

7 見積額について

システム導入時だけでなく、今後継続して発生するシステム使用料やシステム保守業務分の見積内訳についても、提案内容に対してコストパフォーマンスが優れているか。

II 審査評価方法

1 1次審査

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を1次審査通過とします。ただし、応募事業者が3者に満たない場合は、1次審査は行わないものとし、2次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。

2 2次審査

1次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定します。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとします。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとします。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定します。

VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を第一受託候補者に、次点の者を第二受託候補者として選定します。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができます。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めないものとします。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とします。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
 - (4) 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合